

## （1）重要経済安保情報の指定（第2条～第3条）

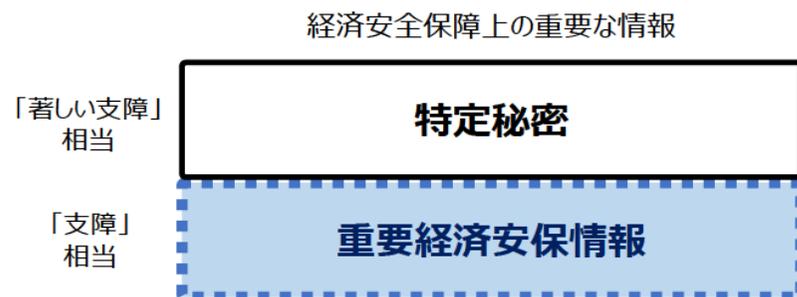
- 行政機関の長は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを、重要経済安保情報として指定。（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）

### 重要経済基盤

- 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
- 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網

### 重要経済基盤保護情報

- ① 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画又は研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
- ④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力



# 何が秘密かあいまい！ 民間人に対象が広がる<sup>2</sup>！